

申請期間

12月27日(金)まで

地震に強いまちへ

ブロック塀などの耐震診断・改修費用などの一部を助成します！

市は、皆さんの安全と安心を守るため、木造住宅の耐震診断と耐震改修費用の一部を助成（詳しくは17ページ）していますが、新たに、耐震改修促進計画で定める避難路沿道のブロック塀や組積造の塀（以下「ブロック塀など」）の倒壊などによる事故を防止し、地域住民の避難経路を確保するため、ブロック塀などの耐震診断および除却・建て替え・改修工事（以下「改修工事など」）の費用の一部も助成します。審査に時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

【耐震診断、改修工事などの流れ】

耐震診断、改修工事などを行う前に、申請が必要です。

まずは確認

ブロック塀が、耐震改修促進計画で定める避難路沿道にあるか市建築課で確認

該当して
いた場合

耐震診断

倒壊の危険性があるかどうか診断

倒壊の危険性
がある場合

改修工事など

除去・建て替え・改修

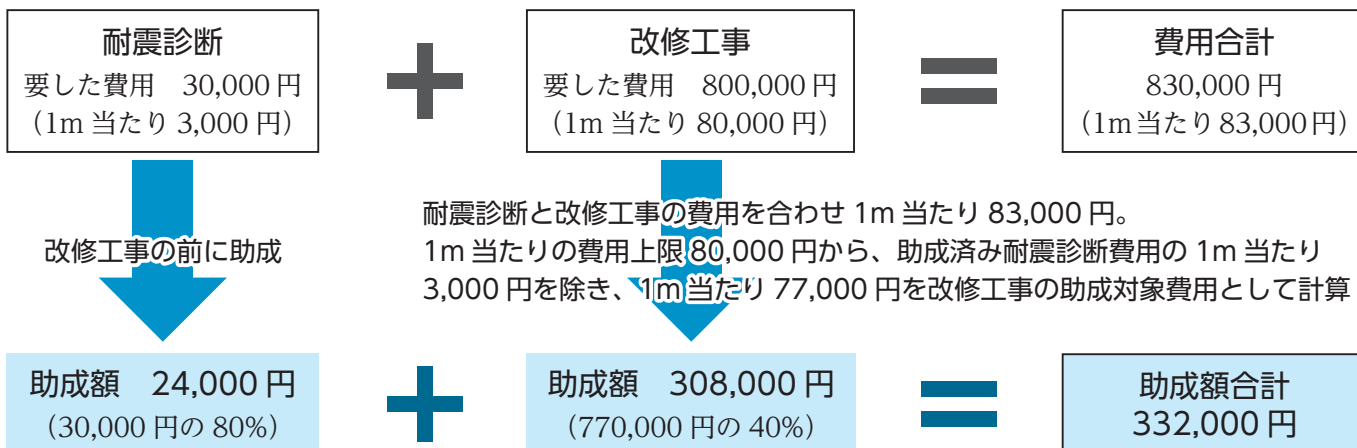
【助成内容】

	耐震診断	改修工事など
対象者	市税などに滞納がない、ブロック塀などの所有者	
対象診断・工事	次のいずれかに該当する耐震診断 ▶市内に事業所があり、建築士事務所協会空知支部に所属している事務所に依頼 ▶市内に本店があり、建設業の許可を受けている業者に依頼	▶除去 ブロック塀などの全てを除去する工事 ▶建て替え 除去後に引き続き現行基準に適合する塀を設置する工事 ▶改修 地震に対して安全な構造となる控え壁の設置や鉄骨による補強などの改修を行う工事 【いずれも】 市内に本店があり、建設業の許可を受けている業者に依頼する工事
対象費用	耐震診断と改修工事などのいずれか、または両方を実施した場合、対象のブロック塀などの長さ1m当たり、8万円までが助成対象	
助成額	耐震診断に要する費用の80%で、上限4万円	工事に要する費用の40%で、上限100万円

※受付状況によっては、申請期間中でも受け付けを終了する場合があります。

例えば10mのブロック塀で耐震診断と改修工事の両方をした場合

まず、耐震診断の助成を受けた後、改修工事の助成を受けることになります。



申請・問合せ先 市建築課